

「宮古島市地産地消推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 この会議は、宮古島市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を宮古島市産業振興局に置く。

(目的)

第2条 協議会は、生産者と消費者及び事業者が連携を深め、宮古島市内で生産される農林水産物の生産振興と消費拡大を促進し、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活を維持するとともに、未利用資源の利活用による生産者の所得向上に繋げるため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮古島市地産地消推進計画に関すること。
- (2) 地産地消事業の推進に関すること。
- (3) 地元農林水産物の安定供給と消費拡大に関すること。
- (4) 地元産農林水産物の付加価値向上に関すること。
- (5) 学校給食、福祉施設及び観光関連を含む飲食店等での地元食材の活用促進に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる機関及び団体をもって構成する。

2 協議会の円滑な運営・管理のため、特定事項についてはプロジェクトチームを設置する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 会長は宮古島市産業振興局長とし、副会長は宮古島市農林水産部長及び沖縄県宮古農林水産振興センター農業改良普及課長、事務局長は宮古島市産業振興局次長とする。

(役員を選任)

第6条 協議会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に異動等があった場合は、後任者が務めるものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会の議長となる。ただし、会長が事故あるときは、副会長が職務を代行する。

2 協議会は、次に掲げる事項について、協議又は決定する。

- (1) 宮古島市地産地消推計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 協議会設置要領の改正に関すること。
- (3) 地産地消推進事業に関すること。
- (4) プロジェクトチームの設置に関すること。

(経費)

第8条 協議会における経費は、協議会員の機関において処理するものとする。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成23年1月20日から施行する。

この要領は、令和3年5月11日から施行する。